

導入することとしたものです。

2 本会議や委員会に出席した執行部は、一方的に質疑・質問に答弁するだけであったが、考え方の提示の要求や、質問に對して疑問が有る時、意味が不明な時又は内容の確認について、町長等に反問権として発言を認めることによって、議者と町長等との緊張関係を保つとともに、論点を明確化し、議会審議の充実と活性化を図ることを定めたものです。

3 町長の指揮下にある審議会によつては、予算を伴うものもあるため、二元代表制のもと、議決機関としての議会の議員は、公正な判断に支障をきたすことのないよう、審議会等の役職としての参加は、極力控えることを定めたものです。

(町長による政策等の形成過程の説明)
第6条 議会は、町長が提案する計画、事業等については、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。
(1) 提案に至るまでの経緯及び背景
(2) 総合計画との整合性
(3) 関係ある法令及び条例等
(4) 政策等に関する財源措置
(5) 将来にわたる効果及び費用

【解説】

1 議会が、町長に対して調査機能、政策形成機能などを果たしていくためには、町長が有する計画、事業等に関する情報を的確に把握し、有効に活用する必要がある。政策水準を高める議論を行うため、5項目の形成過程を明らかにするよう求めていくことを定めたものです。

(予算及び決算における政策説

明資料の作成)

第7条 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じ、施策又は事業等の区分により政策の説明資料を作成するよう町長に求めるものとする。

【解説】

1 町長が、予算案や決算を議会に提出するにあたり、前条同様に、町民の代表である議員が審議を深めやすいよう、説明資料の作成を町長に求めていくことを定めたものです。

(委員会の活動)

第8条 委員会は、所管事務並びに付託事件の審査結果及び調査結果の報告書を作成して議長に提出しなければならない。2 委員会構成に当たり公正及び中立を保つために、議長はいずれの委員会にも所属しないように努める。

【解説】

1 委員会が議会の運営上重要な役割を担い、その運営が議会全体の運営を大きく左右することから、審査・調査結果は報告書を作成して、議長に提出することを委員会の責務として定めたものです。
2 議会運営上、議長は中立の立場にあり、議決前に、議長が所属委員会での採決に参加することが望ましくない状況もあるため、いずれの委員会にも所属しないように努めることを定めたものです。

(議会事務局の体制整備)

第9条 議会は、議会及び議員の政策形成機能及び立法機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るよう努めなければならない。

【解説】

1 議会、議員の政策形成、立法機能を高めることなど、議会活動の範囲が拡大することにもない、議会事務局の機能を強化することを定めたものです。

(議員研修の充実強化)

第10条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上に資する研修の充実強化を図るものとする。

【解説】

1 議会は、議員の政策形成等の能力向上のため、県町村議会議員研修への参加や委員会単位の所管事務調査研修等、議員研修の充実強化を図ることを定めたものです。

(議員定数及び報酬)

第11条 議員定数及び報酬の改正に当たっては、町政の課題及び将来展望、町民の多様な意見の反映等の視点を十分に考慮しなければならない。
2 議員の定数に関する条例の改正は、議員が提案するよう努めるものとし、その理由について説明責任を果たさなければならない。

【解説】

1 議員の定数及び報酬の改正は、重要施策や財政状況等といった町政の課題や人口予測、社会経済状況の変化や議会の審議能力といった将来展望とともに、町民の多様な意見の反映や特別職報酬等審議会の意見を十分に考慮しなければならないことを定めたものです。
2 議員の定数は、議会を構成する議員の規模が議会の機能・役割を左右するという観点から、定数条例改正は議員提案とするよう定めたもので

す。また、改正理由を町民に説明する責務を定めています。

(議員の政治倫理)

第12条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。
- (2) 町民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 町工事等の請負契約、下請け工事、業務委託及び一般物品納入契約に関して特定業者のために推薦、紹介する等有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 職員等の採用、昇任又は人事異動に関して、不当に関与しないこと。

2 議員が前項の政治倫理基準に違反する行為をしたと思われる場合は、2人以上の議員をもって議長に調査を請求することができる。これを受けて、議長は、内容を検討し、議会運営委員会に諮問することができる。

【解説】

1 議員は、町民全体の代表者として、その活動の公正を確保し、職責にもとる行為により議会への不信を招くようなことなく、町民の付託に値する高い倫理的義務を徹底しなければならないものであり、また、その職権や地位による影響力から、一般の職員より高い倫理の保持を求められており、特定の利益の実現を求めて公共の利益を損なうことが

あつてはならないことから、最高規範である基本条例の条文中に議員の倫理的義務を定めたものです。

2 政治倫理基準に違反する行為をしたと思われる場合の調査規定を定めたものです。

(見直し手続)

第13条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において速やかに検討するものとする。
2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

1 条例施行後も、任期ごとに「議会基本条例」の規定内容に沿った議会運営となつているか、町民意見や社会情勢等とを勘案し、議会運営委員会において速やかに検討することを定めたものです。
2 前項の検討結果に基づいて、条例の「目的」をより確実に実現するため、本条例の改正を含めた措置を講じていくことを定めたものです。

(最高規範性)

第14条 この条例は、議会における最高規範であつて、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

【解説】

1 本条例は最高規範であり、議会に係る他の条例等に対して優位性を有することを明示したものです。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。